



長野県報

3月30日(金)
平成19年
(2007年)
号外

目次

告示

長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程の一部改正(高校教育課) 1

訓令

教育長の権限に属する事務処理規程の一部改正(教育総務課) 1

兼務に関する規程の一部改正(教育総務課) 2

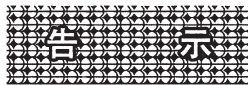
長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程の一部改正(教育総務課) 2

長野県立学校長職務規程の一部改正(高校教育課・特別支援教育課) 2

長野県立高等学校校務処理規程の一部改正(高校教育課) 2

長野県立学校職員服務規程の一部改正(高校教育課・特別支援教育課) 3

長野県立高等学校管理規則に定める職員の長野県立高等学校における兼務に関する規程(高校教育課) 3



告示

長野県教育委員会告示第4号

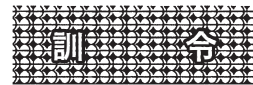
長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程(昭和55年長野県教育委員会教育長告示第1号)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

長野県教育委員会教育長 山口利幸

第1条中「並びに盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

高校教育課



訓令

長野県教育委員会教育長訓令第1号

事務局
教育機関

教育長の権限に属する事務処理規程(昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

長野県教育委員会教育長

別表第2の2中「教育機関の長」の次に「(生涯学習推進センター所長を除くものとし、飯山高等学校にあっては飯山南高等学校長、中野立志館高等学校にあっては中野高等学校長又は中野実業高等学校長、木曾青峰高等学校にあっては木曾高等学校長又は木曾山林高等学校長とする。)」を加える。

別表第4の(3)中「[清水朝恵]盲学校・ろう学校・養護学校学習環境整備基金」を「[清水朝恵]特別支援学校学習環境整備基金」に改める。

教育総務課